

# 相続と遺言

## ～未来につなぐわたしの相続～

令和6年4月1日から、不動産の相続登記が義務化されました。不動産を相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。  
相続登記の義務化や、遺言書、自筆証書遺言書保管制度などについて、わかりやすくお話します。

日 時 令和7年6月19日(木)  
14:00～15:30

会 場 まちなかキャンパス長岡  
3階 301会議室  
(長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト)

講 師 新潟地方法務局 長岡支局  
総務課長 狩野 充 さん

定 員 40人(先着順)

申込期間 令和7年6月2日(月)～6月17日(火)

申込方法 ①お電話で ☎32-0082  
平日9:00～17:00受付  
②QRコード(LoGo フォーム)から



長岡市消費生活センター

**困った時は、1人で悩まず まず相談!**

長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

相談電話：32-0022 相談時間9:00～16:30 (土・日・祝日・年末年始は除く)